

（近江八幡市）企業立地にかかる奨励金制度の概要

業 種		製造業・情報通信業・研究業						宿泊業
区 分	立 地 形 態	新設		移設		増設		新設・移設・増設
	区 分（※1）	大規模	中規模	大規模	中規模	大規模	中規模	
条 件	投下固定資産総額	50億円以上	5億円以上	50億円以上	5億円以上	50億円以上	5億円以上	5億円以上
	常用雇用者（※3） （ ）うち新規雇用者（※4）	51人以上 (20人以上)	20人以上 (5人以上)	51人以上	20人以上	51人以上 (5人以上)	20人以上 (2人以上)	20人以上 (新設5人以上、増設2人以上)
立地促進 奨励金	上段と下段のいずれか 低い方の額とする ※国・県・市等の他の補助金等を利用 される場合は、その分を控除する	投下固定資産総額 10%		投下固定資産総額 10%		投下固定資産総額 10%		投下固定資産総額 10%
		5年間の 固定資産税額相当額※2		5年間の 固定資産税額相当額※2		5年間の 固定資産税額相当額※2		5年間の 固定資産税額相当額※2
	限 度 額	10億円	5億円	10億円	5億円	10億円	5億円	2億円
雇用促進 奨励金	交 付 対 象 者 ※いずれの要件も満たすこと	・新規雇用者（※4）であること ・当該立地事業所に1年以上継続して勤務していること ・奨励金の交付の申請日時点で市内在住であること						
	交 付 額	交付対象者1人につき10万円						
	限 度 額	1,000万円/年（100人/年）						

（※1）立地する工場等の規模を指す（企業の規模（大企業、中小企業など）ではない）。

（※2）土地、建物、償却資産にかかる最初の固定資産税額×5

（※3）雇用期間の定めがなく、かつ、雇用保険に加入している者を指す。

（※4）常用雇用者であって、当該事業所等の立地に伴い、指定の申請を行う日の1年前の日以後に新たに雇用した者を指す。

○立地促進奨励金は、5回（1回/年×5年）に分割して交付する。

○雇用促進奨励金は、5回（1回/年×5年）申請可。

新 設	現に市内に事業所等を有しない企業等が、市内に新たに事業所等を設置すること
移 設	現に市内に事業所等を有する企業等が、その事業所等の全部又は一部を廃止して、市内の別の場所に新たに事業所等を設置すること
増 設	現に市内に事業所等を有する企業等が、事業の規模を拡大する目的で、現に市内に有する事業所等を拡張すること又は現に市内に有する事業所等とは異なる事業所等を市内に新たに設置すること。 ただし、事業所等の延床面積の増加を伴うものをいう。 また、区分が「大規模」の増設については新たな土地取得を含むものに限る。